（教務課の所掌事務）

第六百二十条　教務課は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　児童の生活指導、職業指導、学科及び文化指導に関すること。

二　児童の運動及び娯楽に関すること。

（医務課の所掌事務）

第六百二十一条　医務課は、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、児童の治療教育、診療及び保健衛生に関することをつかさどる。

（人材育成センター）

第六百二十二条　国立児童自立支援施設に、人材育成センターを置く。

2　人材育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
国立武蔵野学院附属人材育成センター	さいたま市

3　人材育成センターは、国立児童自立支援施設の所掌事務のうち、児童自立支援専門員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修並びに人材育成に関する調査及び研究を行うことをつかさどる。

（センター長及び副センター長）

第六百二十二条の二　人材育成センターに、センター長及び副センター長一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　センター長は、人材育成センターの事務を掌理する。

3　副センター長は、センター長を助け、人材育成センターの事務を整理する。

（人材育成センターに置く課）

第六百二十二条の三　人材育成センターに、次に掲げる課を置く。

研修課

養成課

（研修課の所掌事務）

第六百二十二条の四　研修課は、人材育成センターの所掌事務のうち、研修計画の企画・立案及び研修の実施に関することをつかさどる。

（養成課の所掌事務）

第六百二十二条の五　養成課は、人材育成センターの所掌事務のうち、養成計画の企画・立案及び養成の実施に関することをつかさどる。

第九款　国立障害者リハビリテーションセンター

（施設長）

第六百六十六条　国立福祉型障害児入所施設に、施設長を置く。

2　（略）

（新設）

（施設長及び次長）

第六百六十六条　国立福祉型障害児入所施設に、施設長及び次長一人を置く。

2　（略）

3　次長は、施設長を助け、国立福祉型障害児入所施設の事務を整理する。

第八款　国立障害者リハビリテーションセンター